

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）の概要

令和4年12月2日成立

改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等【感染症法、地域保健法、健康保険法、医療法等】

(1) 感染症対応の医療機関による確実な医療の提供

- ① 都道府県が定める予防計画等に沿って、都道府県等と医療機関等の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等（高齢者施設等の入所者を含む）への医療の確保等に関する協定を締結する仕組みを法定化する。加えて、公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院に感染症発生・まん延時に担うべき医療提供を義務付ける。あわせて、保険医療機関等は感染症医療の実施に協力するものとする。また、都道府県等は医療関係団体に協力要請できることとする。
- ② 初動対応等を行う協定締結医療機関について流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置（流行初期医療確保措置）を導入する（その費用については、公費とともに、保険としても負担）。また、協定履行状況の公表や、協定に沿った対応をしない医療機関等への指示・公表等を行うことができることとする。

(2) 自宅・宿泊療養者等への医療や支援の確保

- ① 自宅療養者等への健康観察の医療機関等への委託を法定化する。健康観察や食事の提供等の生活支援について、都道府県が市町村に協力を求めることとし、都道府県と市町村間の情報共有を進めることとする。さらに、宿泊施設の確保のための協定を締結することとする。
- ② 外来・在宅医療について、患者の自己負担分を公費が負担する仕組み（公費負担医療）を創設する。

(3) 医療人材派遣等の調整の仕組みの整備

- 医療人材について、国による広域派遣の仕組みやDMAT等の養成・登録の仕組み等を整備する。

(4) 保健所の体制機能や地域の関係者間の連携強化

- 都道府県と保健所設置市・特別区その他関係者で構成する連携協議会を創設するとともに、緊急時の入院勧告措置について都道府県知事の指示権限を創設する。保健所業務を支援する保健師等の専門家（IHEAT）や専門的な調査研究、試験検査等のための体制（地方衛生研究所等）の整備等を法定化する。

(5) 情報基盤の整備

- 医療機関の発生届等の電磁的方法による入力を努力義務化（一部医療機関は義務化）し、レセプト情報等との連結分析・第三者提供の仕組みを整備する。

(6) 物資の確保

- 医薬品、医療機器、個人防護具等の確保のため、緊急時に国から事業者へ生産要請・指示、必要な支援等を行う仕組みを整備する。

(7) 費用負担

- 医療機関等との協定実施のために都道府県等が支弁する費用は国がその3/4を補助する等、新たに創設する事務に関し都道府県等で生じる費用は国が法律に基づきその一定割合を適切に負担することとする。

2. 機動的なワクチン接種に関する体制の整備等【予防接種法、特措法等】

- ① 国から都道府県・市町村に指示する新たな臨時接種類型や損失補償契約を締結できる枠組み、個人番号カードで接種対象者を確認する仕組み等を導入する。
- ② 感染症発生・まん延時に厚生労働大臣及び都道府県知事の要請により医師・看護師等以外の一部の者が検体採取やワクチン接種を行う仕組みを整備する。

3. 水際対策の実効性の確保【検疫法等】

- 検疫所長が、入国者に対し、居宅等での待機を指示し、待機状況について報告を求める（罰則付き）ことができることとする。等
このほか、医療法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法第6条の5第4項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

2

令和6年4月1日（ただし、1の(4)及び2の①の一部は公布日、1の(4)及び(5)の一部は令和5年4月1日、1の(2)の①の一部及び3は公布日から10日を経過した日等）

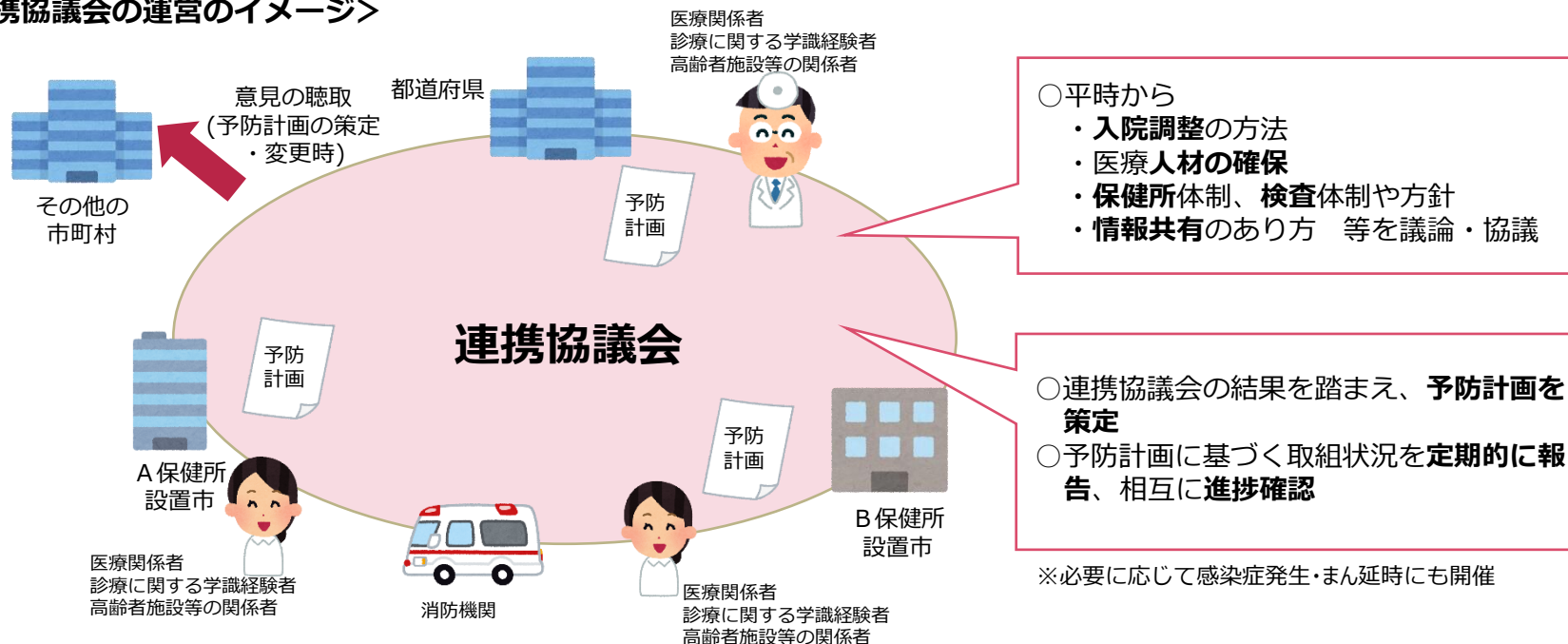
見直しのポイント

- ・今般のコロナ対応において、**都道府県と保健所設置市や特別区との間**で、入院調整が円滑に進まない、応援職員の派遣のニーズを共有できない、迅速な情報共有ができないなど、**連携が十分ではないケース**が見られた。
- ・このため、都道府県と管内の保健所設置市や特別区を構成員とする「**連携協議会**」を創設。**入院調整の方法、医療人材の確保、保健所体制、検査体制や方針、情報共有のあり方**などについて、**平時から議論・協議**し、その結果を踏まえて、**予防計画を策定**。また、予防計画に基づく取組状況を定期的に報告、相互に進捗確認。
- ・こうした平時からの連携強化・綿密な準備を通じ、感染症発生・まん延時における機動的な対策の実施を図ることとした。

※1 連携協議会には、医療関係者や学識経験者、高齢者施設等の関係者、消防機関が参画。なお、予防計画の策定・変更時には、現行と同様、一般市町村からも意見聴取を行うこととした。

※2 平時だけではなく、感染症発生・まん延時において連携協議会を開催することも可能。

＜連携協議会の運営のイメージ＞



(注) 連携協議会の枠組みのほか、都道府県の**総合調整権限の強化**や**保健所設置市・特別区への指示権限を創設**。**感染症発生・まん延時**において、都道府県が**迅速な対策**や**管内の一元的な対策**の実施など必要がある場合に**権限を発揮**できるようにした。

医療措置協定について

目的

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症(※)に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を感染症発生・まん延時に、迅速かつ適確に講ずるため、県と医療機関等との間で協定を締結する。

(※)新型コロナと同程度の感染症を想定

対象機関

医療機関、薬局、訪問看護事業所

協定内容

1. 講じる措置

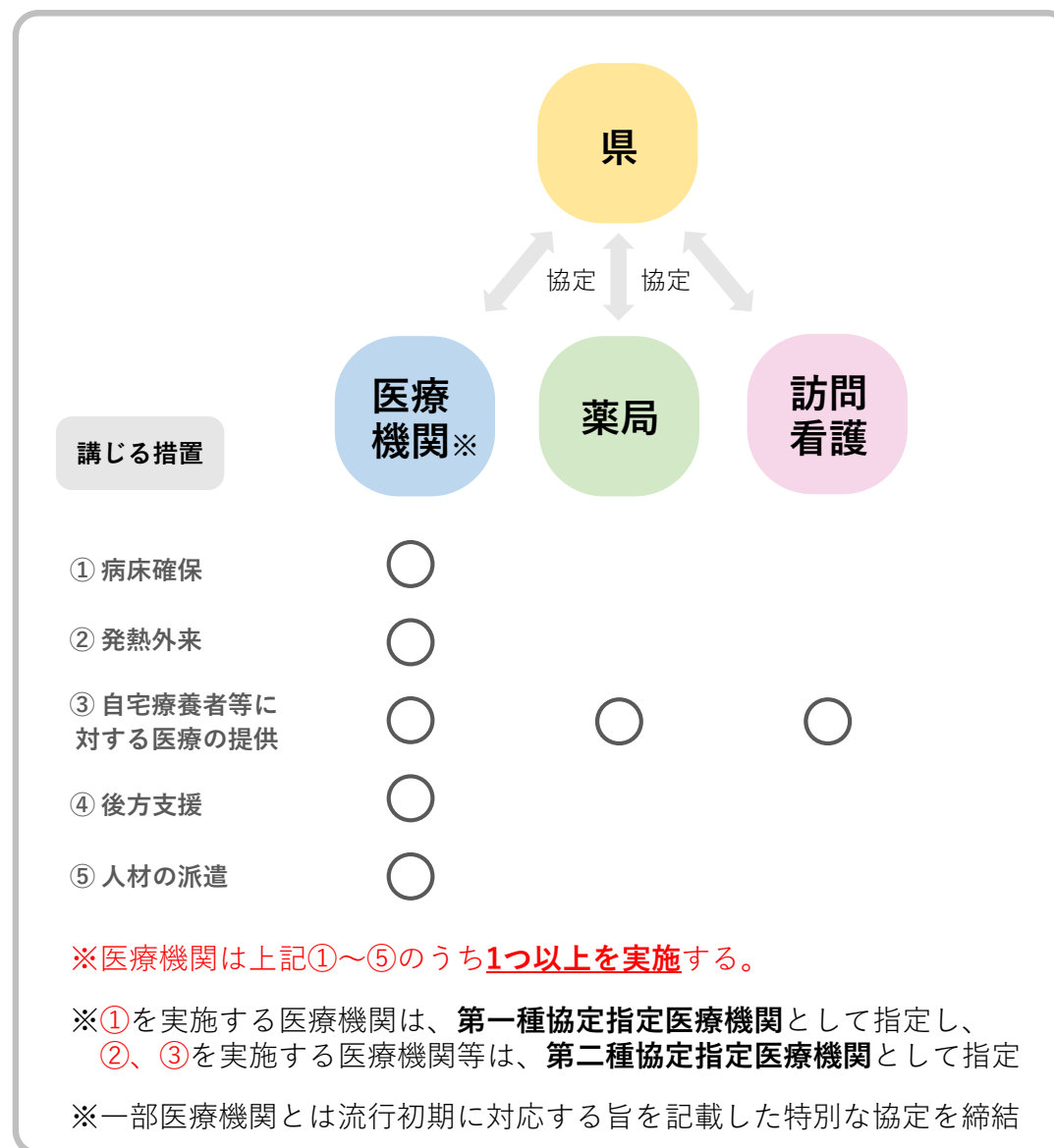
- ① 病床確保
- ② 発熱外来
- ③ 自宅療養者等に対する医療の提供
- ④ 後方支援
- ⑤ 人材の派遣等

2. 個人防護具の備蓄について (任意項目)

3. 1の措置に係る費用負担

4. 協定の有効期間

5. 協定に違反した場合の措置 ほか



医療措置等の流れについて

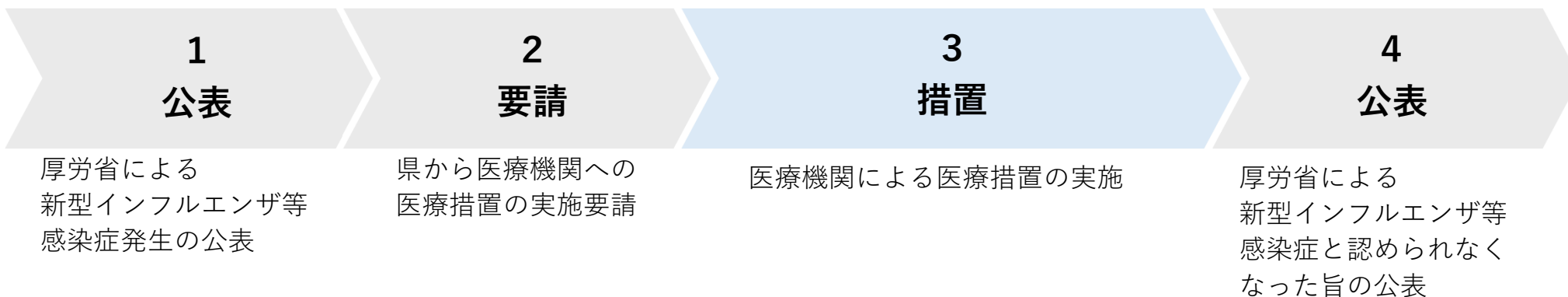
厚生労働省が新型インフルエンザ等感染症等の発生等の公表をしてから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表が行われるまでの間において、必要に応じて、県が医療機関に対し、医療措置実施の要請を行う。

医療機関は要請に基づき、あらかじめ協定で規定している医療措置を実施する。

なお、

発生早期（発生から公表までの間）は、第一種・二種感染症指定医療機関を中心に対応
流行初期(公表から3か月程度)は、**一部**の協定締結医療機関及び公的医療機関等が対応
(流行初期医療確保措置)

一定経過後(公表から6か月以内)は、**全て**の協定締結医療機関及び公的医療機関等が対応



予防計画策定や医療措置協定締結に先立つ調査（事前調査）

【事前調査の趣旨・目的】

- 予防計画の策定に当たっては、数値目標等を設定する必要があること、また、医療措置協定を締結する医療機関との円滑な協議・締結作業に資するよう、新型コロナの対応を念頭に事前調査を行う。
- 本調査の結果については、計画策定作業や協定締結作業を進めるために活用する。

【調査対象】

県内の病院、診療所、薬局、訪問看護事業所

【主な調査の内容】

- ① 確保可能な病床の見込数
- ② 発熱外来として対応可能な患者数の見込数
- ③ 自宅療養者等（自宅・宿泊療養者・高齢者施設等）への医療提供の可否
- ④ 後方支援の対応可否
- ⑤ 人材派遣対応可能人数（医師、看護師等）
- ⑥ 個人防護具の備蓄予定数

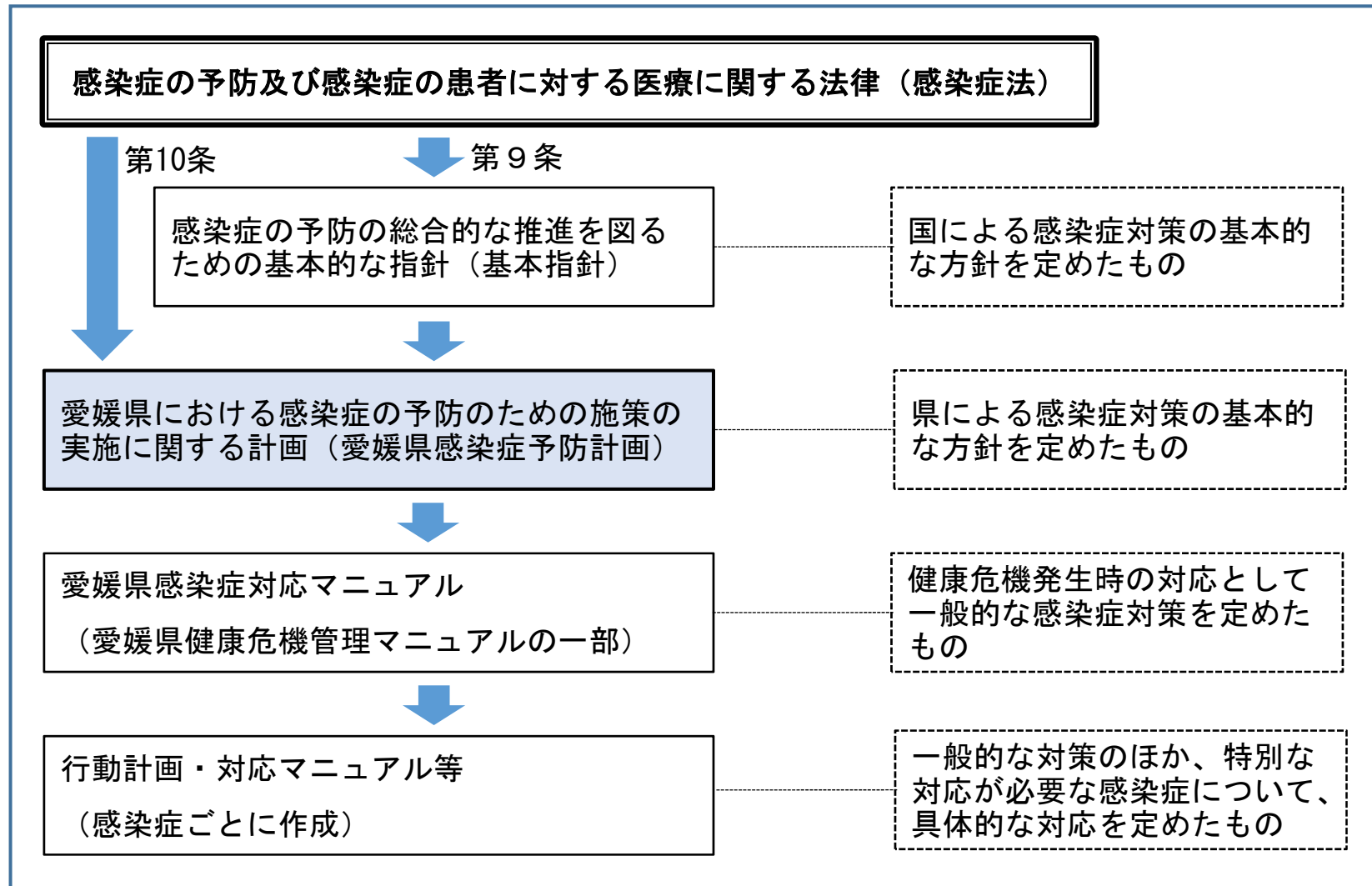
【調査期間】

調査開始：令和5年8月（予定）

感染症予防計画の改正について

令和5年7月27日
愛媛県感染症対策連携協議会

感染症予防計画の位置づけ



感染症予防計画の策定及び改正について

【策定】

- ・平成11年4月の感染症法の施行に伴って国が定めた基本指針に即して、平成12年9月1日に予防計画を策定した。

【改正の経緯】

- ・改正感染症法が令和4年12月9日に公布され、これに伴い国の基本指針の改正が行われたため、県の予防計画も改正を行う。

【主な改定点】

- ・記載事項が大幅に追加された。
- ・医療提供体制や検査体制などについて、数値目標を明記することとなった。
- ・これまでは都道府県のみが予防計画を策定していたが、保健所設置市においても策定することとなった。

【改正の方向性】

- ・基本的に法律や国が定めた基本指針に沿う形とする。
 - ①基本指針に沿って項目の追加、削除及び順番の入れ替えを行い、文言も修正する。
 - ②基本指針で「任意」とされている項目についても記載する。
 - ③予防計画作成の手引きで示された数値目標の目安について、本県の実情に沿って設定する。

感染症予防計画の骨子について①

現行の愛媛県感染症予防計画(H29年12月) で記載されている事項	国の基本指針 (R5年5月26日)	予防計画改定骨子(案)
第1 感染症の予防の推進の基本的な方向 <ul style="list-style-type: none"> ・事前対応型行政の構築 ・県民に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策 ・人権の尊重 ・健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応 ・県及び市町の果たすべき役割 ・県民の果たすべき役割 ・医師等の果たすべき役割 ・施設の開設者等の果たすべき役割 ・獣医師等の果たすべき役割 ・予防接種 	第一 感染症の予防の推進の基本的な方向 <ul style="list-style-type: none"> ・事前対応型行政の構築 ・国民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策 ・人権の尊重 ・健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応 ・国及び地方公共団体の果たすべき役割 ・国民の果たすべき役割 ・医師等の果たすべき役割 ・獣医師等の果たすべき役割 ・感染症対策における国際協力 ・予防接種 	(任意) 感染症の予防の推進の基本的な方向 <ul style="list-style-type: none"> ・事前対応型行政の構築 ・県民に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策 ・人権の尊重 ・健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応 ・県及び市町の果たすべき役割 ・県民の果たすべき役割 ・医師等の果たすべき役割 ・獣医師等の果たすべき役割 ・予防接種
第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	一 感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	事項
<発生の予防> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の発生の予防のための施策に関する基本的な考え方 ・感染症発生動向調査 ・結核に係る定期的健康診断 ・感染症の予防のための対策と食品保健対策及び環境衛生対策との連携 ・関係各機関及び関係団体との連携 ・保健所と衛生環境研究所の役割分担等 <まん延の防止> <ul style="list-style-type: none"> ・患者発生時の対応に関する基本的な考え方 ・検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院 ・感染症の審査に係る協議会 ・消毒その他の措置 ・積極的疫学調査 ・新感染症等への対応 ・感染症まん延の防止のための対策と食品保健対策及び環境衛生対策との連携 ・関係各機関及び関係団体との連携 	<発生の予防> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の発生の予防のための施策に関する考え方 ・感染症発生動向調査 ・結核に係る定期的健康診断 ・感染症の予防のための対策と食品保健対策との連携 ・感染症の予防のための対策と環境衛生対策との連携 ・検疫所における感染症の国内への侵入予防対策 ・関係各機関及び関係団体との連携 ・予防計画を策定するにあたっての留意点 <まん延の防止> <ul style="list-style-type: none"> ・患者等発生後の対応時の対応に関する考え方 ・検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院 ・感染症の審査に係る協議会 ・消毒その他の措置 ・積極的疫学調査 ・指定感染症の指定 ・新感染症等への対応 ・感染症のまん延の防止のための対策と食品保健対策との連携 ・感染症のまん延の防止のための対策と環境衛生対策との連携 ・患者等発生後の対応時における検疫所の対応 ・関係各機関及び関係団体との連携 ・予防計画を策定するにあたっての留意点 	<発生の予防> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の発生の予防のための施策に関する考え方 ・感染症発生動向調査 ・結核に係る定期的健康診断 ・感染症の予防のための対策と食品保健対策との連携 ・感染症の予防のための対策と環境衛生対策との連携 ・関係各機関及び関係団体との連携 <まん延の防止> <ul style="list-style-type: none"> ・患者等発生後の対応時の対応に関する考え方 ・検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院 ・感染症の審査に係る協議会 ・消毒その他の措置 ・積極的疫学調査 ・新感染症等への対応 ・感染症のまん延の防止のための対策と食品保健対策との連携 ・感染症のまん延の防止のための対策と環境衛生対策との連携 ・関係各機関及び関係団体との連携

感染症予防計画の骨子について②

<p>第6 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する基本的な考え方 ・感染症及び病原体等に関する調査及び研究の推進 	<p>第四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する基本的な考え方 ・国における感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進 ・地方公共団体における情報の収集、調査及び研究の推進 ・関係各機関及び関係団体との連携 ・予防計画を策定するにあたっての留意点 	<p>二 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する基本的な考え方 ・感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進 ・関係各機関及び関係団体との連携
<p>第7 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方 ・感染症の病原体等の検査の実施体制等 	<p>第五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方 ・国における病原体等の検査の推進 ・都道府県等における病原体等の検査の推進 ・国及び都道府県等における総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築 ・関係機関及び関係団体との連携 ・予防計画を策定するにあたっての留意点 	<p>三 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方 ・病原体等の検査の推進 ・総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築 ・関係機関及び関係団体との連携
<p>第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症に係る医療の提供に関する基本的な考え方 ・感染症に係る医療を提供する体制 ・感染症の患者の移送のための体制 ・その他感染症に係る医療の提供のための体制 ・医師会等の医療関係団体等との連携 ・集団発生時等の医療体制 ・医薬品の備蓄又は確保に関する事項 	<p>第六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症に係る医療提供の考え方 ・国における感染症に係る医療を提供する体制 ・都道府県における感染症に係る医療を提供する体制 ・その他感染症に係る医療の提供のための体制 ・関係機関及び関係団体との連携 ・予防計画を策定するにあたっての留意点 	<p>四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症に係る医療の提供の考え方 ・感染症に係る医療を提供する体制 ・その他感染症に係る医療の提供のための体制 ・関係機関及び関係団体との連携
<p>(新設)</p>	<p>第七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の患者の移送のための体制の確保に関する考え方 ・国における感染症の患者の移送のための体制の確保の方策 ・都道府県における感染症の患者の移送のための体制の確保の方策 ・関係機関及び関係団体との連携 ・予防計画を策定するにあたっての留意点 	<p>五 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の患者の移送のための体制の確保に関する考え方 ・感染症の患者の移送のための体制の確保の方策 ・関係機関及び関係団体との連携

(参考)

※第4「感染症の患者の移送のための体制」⇒「移送のための体制の確保」の項目へ

※第4「集団発生時等の医療体制」⇒「まん延防止」の項目へ

※第4「医薬品の備蓄又は確保に関する事項」⇒ 同項目内の「医療を提供する体制」へ

感染症予防計画の骨子について③

(新設)	<p>第九 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項</p>	<p>六 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の確保に係る基本的な考え方 ・体制の確保に係る国における方策 ・体制の確保に係る都道府県における方策 ・関係機関及び関係団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の確保に係る基本的な考え方 (10項目の数値目標) ・体制の確保に係る方策 ・関係機関及び関係団体との連携
(新設)	<p>第十 宿泊施設の確保に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の確保に関する事項の基本的な考え方 ・国における宿泊施設の確保に関する事項の方策 ・都道府県における宿泊施設の確保に関する事項の方策 ・関係機関及び関係団体との連携 ・予防計画を策定するにあたっての留意点 	<p>七 宿泊施設の確保に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の確保に関する事項の基本的な考え方 ・宿泊施設の確保に関する事項の方策 ・関係機関及び関係団体との連携
(新設)	<p>第十一 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備の基本的な考え方 ・国における新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方策 ・都道府県における新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方策 ・関係機関及び関係団体との連携 ・予防計画を策定するにあたっての留意点 	<p>八 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備の基本的な考え方 ・新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方策 ・関係機関及び関係団体との連携
(新設)	<p>第十二 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整又は指示の方針に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合調整又は指示の方針の基本的な考え方 ・国における総合調整又は指示の方針の方針 ・都道府県における総合調整又は指示の方針 ・予防計画を策定するにあたっての留意点 	<p>九 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整又は指示の方針に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合調整又は指示の方針の基本的な考え方 ・総合調整又は指示の方針
(新設)	<p>第十三 感染症対策物資等の確保に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等の確保に関する基本的な考え方 ・感染症対策物資等の確保に関する方策 ・関係機関及び関係団体との連携 	<p>(任意) 感染症対策物資等の確保に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等の確保に関する基本的な考え方 ・感染症対策物資等の確保に関する方策 ・関係機関及び関係団体との連携

感染症予防計画の骨子について④

<p>第9 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の 人権の尊重に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の 人権の尊重に関する基本的な考え方 ・感染症に関する啓発及び知識の普及のための方策 ・感染症の患者等の<u>人権の尊重</u>のための方策 ・<u>県及び市町における関係部局との連携</u> ・<u>医療関係団体及び関係各機関との連携</u> 	<p>第十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者 等の<u>人権の尊重</u>に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の 人権の尊重に関する基本的な考え方 ・<u>国における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の 患者等の人権の尊重に関する方策</u> ・<u>地方公共団体における感染症に関する啓発及び知識の普及並び に感染症の患者等の人権の尊重に関する方策</u> ・<u>感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の 人権の尊重に関するその他の方策</u> ・<u>関係各機関との連携</u> ・<u>予防計画を策定するにあたっての留意点</u> 	<p>(任意) 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者 等の<u>人権の尊重</u>に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の 人権の尊重に関する基本的な考え方 ・<u>感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の<u>人 権の尊重</u>に関する方策</u> ・<u>感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の<u>人 権の尊重</u>に関するその他の方策</u> ・<u>関係各機関との連携</u>
<p>第8 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>人材の養成に関する基本的な考え方</u> ・<u>感染症に関する人材の養成</u> ・<u>医師会等における感染症に関する人材の育成</u> ・<u>関係各機関及び関係団体との連携</u> 	<p>第十五 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する 事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>人材の養成及び資質の向上に関する基本的な考え方</u> ・<u>国における感染症に関する人材の養成及び資質の向上</u> ・<u>都道府県等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上</u> ・<u>医療機関等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上</u> ・<u>医師会等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上</u> ・<u>関係機関及び関係団体との連携</u> ・<u>予防計画を策定するにあたっての留意点</u> 	<p>十 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事 項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>人材の養成及び資質の向上に関する基本的な考え方</u> ・<u>感染症に関する人材の養成及び資質の向上</u> ・<u>医療機関等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上</u> ・<u>医師会等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上</u> ・<u>関係機関及び関係団体との連携</u>
<p>(新設)</p>	<p>第十六 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する基本的な考 え方</u> ・<u>国における感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する 方策</u> ・<u>都道府県における感染症の予防に関する保健所の体制の確保</u> ・<u>関係機関及び関係団体との連携</u> ・<u>予防計画を策定するにあたっての留意点</u> 	<p>十一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する基本的な考 え方</u> ・<u>感染症の予防に関する保健所の体制の確保</u> ・<u>関係機関及び関係団体との連携</u>
<p>第5 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに 医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の 連絡体制の確保を含む。)に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医 療の提供のための施策</u> ・<u>緊急時における国との連絡体制</u> ・<u>緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制</u> ・<u>緊急時における関係団体との連絡体制</u> ・<u>緊急時における情報ネットワークの整備</u> 	<p>第十八 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、 病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策(国との連 携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する 事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医 療の提供のための施策</u> ・<u>緊急時における国と地方公共団体との連絡体制</u> ・<u>緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制</u> ・<u>国及び地方公共団体と関係団体との連絡体制</u> ・<u>緊急時における情報提供</u> ・<u>予防計画を策定するにあたっての留意点</u> 	<p>十二 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病 原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策(国との連携 及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事 項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医 療の提供のための施策</u> ・<u>緊急時における国との連絡体制</u> ・<u>緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制</u> ・<u>緊急時における関係団体との連絡体制</u> ・<u>緊急時における情報提供</u>
<p>第10 その他感染症の予防の推進に関する重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>施設内感染の防止</u> ・<u>災害防疫の対応</u> ・<u>外国人に対する適用</u> ・<u>動物由来感染症対策</u> ・<u>その他</u> 	<p>第十九 その他感染症の予防の推進に関する重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>施設内感染の防止</u> ・<u>災害防疫の対応</u> ・<u>検査所の機能強化</u> ・<u>動物由来感染症対策</u> ・<u>国際保健規則への対応</u> ・<u>世界保健機関との連携等国際協力</u> ・<u>外国人に対する適用</u> ・<u>薬剤耐性対策</u> 	<p>(項目外) その他感染症の予防の推進に関する重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>施設内感染の防止</u> ・<u>災害防疫の対応</u> ・<u>動物由来感染症対策</u> ・<u>外国人に対する適用</u> ・<u>薬剤耐性対策</u>

数値目標について①

区分	項目	協定締結対象	①流行初期（初動対応）			②流行初期以降			
			対応時期	目標単位	当該目標の裏付け	対応時期	目標単位	当該目標の裏付け	
(1)医療提供体制	①入院	医療機関	厚生労働大臣の公表後 1週間	床	協定締結医療機関との 数値入りの協定	厚生労働大臣の公表後 遅くとも6か月以内	床	協定締結医療機関との 数値入りの協定	
	②発熱外来	医療機関		機関			機関		
	③自宅療養者への医療の提供	医療機関 薬局 訪問看護					機関		協定締結機関との数値入りの協定を前提
	④後方支援	医療機関					機関		
	⑤人材派遣						人		
(2)物資の確保	⑥備蓄している医療機関の数	医療機関	(各協定締結の時期に準じる)	機関	協定で備蓄量を規定	(各協定締結の時期に準じる)	機関	協定で備蓄量を規定	

「予防計画作成のための手引き」より抜粋

数値目標について②

区分	項目	協定締結対象	①流行初期（初動対応）			②流行初期以降		
			対応時期	目標単位	当該目標の裏付け	対応時期	目標単位	当該目標の裏付け
(3) 検査体制	⑦-1 検査の実施能力	地方衛生研究所等	厚生労働大臣の公表後1か月	件/日	※公的機関のため協定外の対応	厚生労働大臣の公表後遅くとも6か月以内	件/日	※公的機関のため協定外の対応
		医療機関、民間検査機関等		件/日	協定締結機関との数値入りの協定			可能な限り数値入りの協定を締結しつつ、定性的な内容の協定もよいこととする。
	⑦-2 地方衛生研究所等の検査機器の数	台		※公的機関のため協定外の対応	台			※公的機関のため協定外の対応
(4) 宿泊療養体制	⑧ 宿泊施設確保居数	宿泊施設	厚生労働大臣の公表後1か月	室	協定締結機関との数値入りの協定		室	可能な限り数値入りの協定を締結しつつ、定性的な内容の協定もよいこととする。
(5) 人材の養成・資質の向上	⑨ 研修・訓練回数	—	【平時】協定締結医療機関、保健所職員及び都道府県等職員に対する研修及び訓練を1年1回以上実施する					
(6) 保健所の体制整備	⑩ 人員確保数	—	厚生労働大臣の公表後1か月	人	流行開始から1ヶ月において想定される業務量に対応する人員確保数 ※保健所ごとの内訳も記載			
		—	【平時】IHEAT 研修の受講者数					

○感染症法（抜粋）〔令和6年4月1日施行〕

（予防計画）

第十条 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下この条及び次条第二項において「予防計画」という。）を定めなければならない。

2 前項の予防計画は、当該都道府県における次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
- 二 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
- 三 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
- 五 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
- 六 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項
- 七 第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項に規定する宿泊施設の確保に関する事項
- 八 第四十四条の三の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は第五十条の三第一項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
- 九 第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は第六十三条の四の規定による指示の方針に関する事項
- 十 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 十一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
- 十二 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

- 3 第一項の予防計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県における感染症に関する知識の普及に関する事項について定めるよう努めるものとする。
- 4 都道府県は、基本指針が変更された場合には、当該都道府県が定める予防計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。都道府県が予防計画の実施状況に関する調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときも、同様とする。
- 5 厚生労働大臣は、予防計画の作成の手法その他予防計画の作成上重要な技術的事項について、都道府県に対し、必要な助言をすることができる。
- 6 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、その区域内の感染症の予防に関する施策の整合性の確保及び専門的知見の活用を図るため、あらかじめ、次条第一項に規定する都道府県連携協議会において協議しなければならない。
- 7 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村（保健所を設置する市及び特別区（以下「保健所設置市等」という。）を除く。）の意見を聴かななければならない。
- 8 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更するに当たっては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第七条第一項に規定する都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならない。
- 9 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 10 厚生労働大臣は、都道府県に対し、前項の規定により提出を受けた予防計画について、必要があると認めるときは、助言、勧告又は援助をすることができる。
- 11 都道府県は、厚生労働大臣に対し、第二項第六号に掲げる事項の達成の状況を、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、報告しなければならない。
- 12 厚生労働大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、その内容を公表するものとする。
- 13 第十項の規定は、第十一項の規定により受けた報告について準用する。

- 14 保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。
- 15 前項の予防計画は、当該保健所設置市等における次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 第二項第一号、第三号、第五号、第八号及び第十号から第十二号までに掲げる事項
 - 二 病原体等の検査の実施体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項
- 16 第十四項の予防計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該保健所設置市等における第二項第二号及び第七号に掲げる事項並びに感染症に関する知識の普及に関する事項について定めるよう努めるものとする。
- 17 保健所設置市等は、予防計画を定め、又はこれを変更するに当たっては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第八条第一項に規定する市町村行動計画との整合性の確保を図らなければならない。
- 18 第四項から第六項まで及び第九項から第十三項までの規定は、保健所設置市等が定める予防計画について準用する。この場合において、第四項中「基本指針」とあるのは「基本指針又は当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画」と、第九項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県に提出しなければならない。この場合において、当該提出を受けた都道府県は、遅滞なく、これを厚生労働大臣」と、第十項及び第十一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県」と、同項中「第二項第六号」とあるのは「第十五項第二号」と、「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県は、速やかに、当該報告の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない」と、第十二項中「前項」とあるのは「第十八項において読み替えて準用する前項後段」と読み替えるものとする。
- 19 医療機関、病原体等の検査を行っている機関及び宿泊施設の管理者は、第一項及び第十四項の予防計画の達成の推進に資するため、地域における必要な体制の確保のために必要な協力をするよう努めなければならない。

感染症法改正に伴う対応スケジュール(案)

県庁対応

保健所対応

区分	令和5年度									令和6年度
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
<p>連携協議会 (令和5年4月1日施行)</p>	7/1 連携協議会設置	保健所(二次医療圏)単位の協議会の設置 (地域連携協議会)			地域連携協議会の開催					
<p>予防計画改定 (令和6年4月1日施行)</p>	7/27 協議会開催①	案の作成 意見照会			協議会開催②	案の修正等	パブリックコメント	案の修正等	計画改定	施行
<p>協定 (令和6年4月1日施行)</p>	医療機関等への説明会開催	医療機関等への事前調査	医療機関等との個別協議 順次協定締結 ※令和6年9月までに締結完了							